

## 地域電源供給拠点整備促進事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付する地域電源供給拠点整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下、「規則」という。）及び地域電源供給拠点整備促進事業実施要綱（令和3（2021）年7月7日付け環森政第44号環境森林部長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、対象経費、その補助率及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	対象経費	補助率	交付の相手方
地域電源供給拠点整備促進事業補助金	再生可能エネルギー由来電力等を導入した事業者等で急速充電器を導入する者に交付することにより、災害時に避難所等に電力を供給可能な地域電源供給拠点を整備することを目的とする	地域電源供給拠点の整備	要綱第5条に定める経費	要綱第5条に定める補助率	要綱第3条に定める者

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域電源供給拠点整備促進事業補助金	地域電源供給拠点整備促進事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	別表第1に掲げるもの	1	知事が別に定める日

2 提出された申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、知事は、第1項に規定する期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を停止することができる。

### (交付の決定)

**第4条** 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認められるときは、交付の決定をするものとする。

2 規則第5条の規定に基づき補助金を交付するときの交付決定通知書の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 補助金を交付しないときの不交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

**(状況報告)**

**第5条** 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、規則第11条の規程により規則の別記様式第2を知事に1部提出しなければならない。

**(実績報告)**

**第6条** 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき書類の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域電源供給拠点整備促進事業補助金	地域電源供給拠点整備促進事業補助金に係る実績報告書	規則の別記様式第2	1	別表第2に掲げるもの	1	知事が別に定める日

**(補助金の額の確定)**

**第7条** 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

**(補助金の請求)**

**第8条** 前条の規定により通知を受けた者が、規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域電源供給拠点整備促進事業補助金	地域電源供給拠点整備促進事業補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 額の通知書の写し 2 知事が必要と認める書類	1	知事が別に定める日

**(概算払)**

**第9条** 知事は、規則第19条第1項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払による交付することができる。

- 2 前条の規定は、概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。この場合において、同条の表の提出すべき請求書の名称の項中、「地域電源供給拠点整備促進事業補助金交付請求書」とあるのは「地域電源供給拠点整備促進事業補助金概算払交付請求書」と読み替えるものとする。

#### (交付決定前の事前着手)

**第 10 条** 申請者は、補助金の交付申請をした事業を効率的、効果的に実施するために、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合は、その理由を記載した事前着手申請書（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の場合において、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。

#### (交付の条件)

**第 11 条** 規則第 6 条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ファイナンスリースにより補助対象機器を導入する場合は、補助金額相当分（要綱で規定する国補助金も含む。）がリース料金から控除されるものであること。
- (2) PPA モデルにより補助対象機器を導入する場合は、補助金額相当分（要綱で規定する国補助金も含む。）がサービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること。
- (3) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助対象者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (7) 補助対象者は、別に定める期間内において補助対象機器を処分（本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、第 14 条第 3 項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (8) 補助対象者は、第 14 条第 3 項の規定に基づく承認を受けた後、補助対象機器の処分をした場合において、知事の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付すること。
- (9) 補助対象者は、第 14 条第 2 項に定める補助対象機器の処分制限期間において、災害等による停電が発生した際、「栃木県災害時協力車登録制度」の登録のあった電動車が給電活動を行うため、県から再生可能エネルギー由来電力等を補助対象機器により提供するよう協力要請があった場合は、可能な限り応じること。ただし、補助対象者がファイナンスリース契約や PPA モデルにより補助対象機器を提供する事業者の場合にあっては、補助対象機器の使用者が協力要請の対象となるため、リース契約書等にその旨を明記すること。

#### (変更の承認)

- 第 12 条** 補助対象者は、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第 4 号事業内容変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、様式第 5 号事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### (財産の管理)

- 第 13 条** 補助対象者は、補助対象機器を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象者は、補助事業完了後 6 年以内に天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、補助対象機器が毀損され、又は滅失したときは、様式第 6 号補助対象機器毀損、滅失届によりその旨を知事に届け出なければならない。

#### (財産処分の管理)

- 第 14 条** 規則第 24 条の規定により処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得した急速充電器とする。
- 2 同条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業完了後、6 年とする。
- 3 補助対象者は、前項で規定する期間内において、補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 7 号財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者宛て通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日（以下、「納付期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 前項の規定により県が補助金の返納を求めるときには、急速充電器の残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表第十に基づく定率法で算出する。

#### (利用状況の報告)

- 第 15 条** 補助対象者は、前条第 2 項で定める期間において、毎年 4 月 30 日までに様式第 8 号地域電源供給拠点整備事業利用状況報告書により、前年度の補助対象機器の利用状況を県に報告しなければならない。

#### (地域電源供給拠点責任者の選任)

- 第 16 条** 補助対象者は、第 14 条第 2 項で定める期間において、第 11 条第 9 号に定める協力要請の責任者（以下「地域電源供給拠点責任者」という。）を選任しなくてはならない。
- 2 補助対象者は、毎年 4 月 30 日までに様式第 9 号地域電源供給拠点責任者報告書により、地

域電源供給拠点責任者を県に報告しなければならない。なお、年度途中において地域電源供給拠点責任者が変更となった場合も、速やかに報告しなければならない。

#### (交付決定の取り消し)

**第 17 条** 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

#### (補助金の返還)

**第 18 条** 知事は、前条の規定による取り消しをしたときは、補助対象者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日（以下、「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 補助対象者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

#### (延滞金)

**第 19 条** 補助対象者は、第 14 条第 5 項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、第 18 条第 2 項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

#### (証拠書類の保存)

**第 20 条** 規則第 23 条に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から 6 年間保存しなければならない。

#### (暴力団の排除)

**第 21 条** 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
  - (3) 法人にあつては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 3 前項の規定による処分に関しては、第14条の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3（2021）年7月7日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5（2023）年9月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 添付書類（第3条関係）

番号	必要書類	法人	個人	リース会社又はPPA事業者
1	誓約書	○	○	○
2	履歴事項全部証明書	○		○
3	身分証の写し		○	
4	補助対象機器を導入する事業所等の位置図	○	○	○
5	設置する場所の見取図	○	○	○
6	平面図	○	○	○
7	電気系統図	○	○	○
8	配線ルート図	○	○	○
9	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ等）	○	○	○
10	設置する土地の全部事項証明書	○	○	○
11	土地利用に関する許諾書 ※申請者と充電設備設置場所の土地所有者が異なる場合	○	○	○
12	見積書及び見積内訳書の写し	○	○	
13	リース契約書及びリース計算書等（案） ※リース会社の場合			○
14	PPAモデルの契約書及び料金計算書等（案） ※PPA事業者の場合			○
15	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書） ※リース契約又はPPAモデルにより補助対象機器を提供する事業者の場合にあつては、補助対象機器の使用者についての証明書が必要 ※県税事務所（自動車税等）で発行されるもの及び市町役場で（個人県民税）で発行されるものが必要 ※課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合は、その旨を記した書面（任意様式）	○	○	○
17	国補助金の交付決定通知書の写し ※国補助金を活用する場合	○	○	○
18	事前着手届 ※国補助金の交付決定前に補助事業に着手する場合	○	○	○
19	申請書類に関する電子データ（DVD-R等）	○	○	○
20	その他県が必要と認める書類			

別表第2 添付書類（第5条関係）

番号	必要書類	法人	個人	リース会社又は PPA 事業者
1	交付決定通知書の写し	○	○	○
2	補助対象機器を導入する事業所等の位置図	○	○	○
3	設置する場所の見取図	○	○	○
4	平面図	○	○	○
5	電気系統図	○	○	○
6	配線ルート図	○	○	○
7	補助対象設備の設置後の写真	○	○	○
8	請求書及び請求明細書の写し	○	○	
9	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ等）	○	○	○
10	設置する土地の全部事項証明書	○	○	○
11	土地利用に関する許諾書の写し ※申請者と充電設備設置場所の土地所有者が異なる場合	○	○	○
12	見積書の写し	○	○	○
13	助成対象設備の保証書の写し	○	○	○
14	リース契約書の写し ※リース会社の場合			○
15	PPA モデル契約書の写し ※PPA 事業者の場合			○
16	地域電源供給拠点責任者報告書（様式 11 号）	○	○	○
17	国補助金の額の確定通知書の写し ※国補助金を活用する場合	○	○	○
18	申請書類に関する電子データ（DVD-R 等）	○	○	○
19	その他県が必要と認める書類			